

佐伯市管理施設の「6月1日以降の対応」について

5月26日

佐伯市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一部規制の変更(緩和)について

「市民以外の利用制限」に関する部分を解除する。

2 イベント等、大人数の利用について

別途通知する「佐伯市主催行事の実施について」で定める「開催規模の目安」を超えるものは受け付けない。

3 感染拡大予防策の徹底について

別紙「再開に際しての留意点(各施設共通衛生対応)」や「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成)」を参考に感染拡大防止策対策を徹底する。

4 その他

市内での感染者が発生したときや、緊急事態宣言が再度発令されたときは施設を閉鎖しますので、利用者に対し、その旨を必ず教示してください。閉鎖解除については、改めて佐伯市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催等し、決定します。

また、感染者の行動歴から立ち寄りが確認された施設については消毒等の感染拡大予防策を実施してください。